

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 政府並びに都道府県及び市町村の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の算定方法を改める・

と。(第三条・別表第一及び別表第三から別表第六まで関係)

第二 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法を定めること。(別表第八関係)

第三 この政令の施行期日及びこの政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。(附則関係)